

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>証券会社又は外国証券会社</u>にあっては、役員が法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった<u>事実を知ったとき</u>、<u>証券会社又は外国証券会社以外の者</u>にあっては、役員が<u>破産手続開始の決定</u>、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた<u>事実を知ったとき</u>。</p> <p>(12) <u>証券会社</u>にあっては、<u>主要株主</u>(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。)が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなった<u>事実を知ったとき</u>。</p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>証券会社又は外国証券会社の役員</u>にあっては、役員が法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき、<u>証券会社又は外国証券会社以外の者の役員</u>にあっては、役員が<u>破産の宣告</u>、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けたとき。</p> <p>(12) <u>証券会社の主要株主</u>(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)にあっては、<u>主要株主</u>が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(13)～(16) (略)</p>